

## シーズのテーマ: 民事法における期間概念

### 【研究者】

氏名: 大川 謙蔵 (おおかわ けんぞう)

学部: 法学部

学科: 法律学科

職階: 講師

連絡先: ※下段、お問い合わせ先をご参照ください。

### 【研究の概要】

- 民法に規定されている期間によりもたらされる問題とその妥当性の研究をしています。また、期間規定について言われるその目的が、現実にはどのような役割を果たしているのか、どのような結果をもたらしているのかについても考察を行っております。その際に、比較法の対象としてドイツ法を中心に取り上げております。
- 法務省によるラオス人民民主共和国の家族法および家族関係の法制度調査に協力を行いました。アジア各国では、取引に関する法律を中心として、先進諸国の協力を得ながらその内容が整備されつつあります。しかし、家族に関する法律については特に日本では情報が不足しています。そこで、国際結婚や離婚等で今後予想される問題について対応できるように現地での聞き取り調査、資料収集等を行いながら情報を収集し、今後の両国の関係が友好的に発展できるよう活動を行っております。
- 現在、ラオス人民民主共和国の民法典作成支援にも協力しております。

### 【研究の特長・従来技術との比較】

権利行使に関する期間制限は特に、消滅時効と除斥期間の二つに区分される。すなわち、これらの法定の期間を経過すると、自己の権利の主張が法的に認められなくなる可能性がある。これに関して、単純に期間経過によって権利の消滅を認めることが不公平、不平等ではないかと思われる事例が増えてきている。そのような状況に対して、いかに論理的に対応すべきであるかを検討の対象としている。

ラオスについては、現在の法状況・実践状況の確認が必須である。そのための調査・研究が中心課題である。

### 【研究の状況】



### 【課題、今後の方向性】

現代の科学技術の進歩により、過去の状況などの証明も容易にできるようになり、単純に期間の経過によって事実状態の証明が困難となるとは言い難い状況が生まれてきている。権利行使の期間制限についても、制限をかける趣旨、理由(事実の曖昧化、証拠の散逸)が、そのような科学技術の進歩によって意味をなさなくなるのではないかと、法的に果たしてそのような解釈でいいのかどうかを検討の課題としている。

### 【用途・効果】

### 【関連資料・特許・文献・参考事項】

1. 「ドイツ法における除斥期間概念の検討——規定内容と性質を中心として——」法政論叢 46 巻 1 号 138～155 頁(2009 年)
2. 「売買における瑕疵担保請求権の期間制限の意義——ギーゼラー・レールの議論からみた日本の瑕疵担保請求権の期間制限の問題——」撰南法学 42・43 合併号 1～36 頁(2010 年)
3. 小川富之・伊藤弘子・大川謙蔵「1991 年ラオス家事登録法(1)」戸籍時報 680 号 60～63 頁(2011 年)
4. 小川富之・伊藤弘子・大川謙蔵「1991 年ラオス家事登録法(2)」戸籍時報 681 号 37～41 頁(2012 年)
5. 小川富之・伊藤弘子・大川謙蔵「2004 年ラオス国籍法」戸籍時報 683 号 34～40 頁(2012 年)
6. 大川謙蔵・西内祐介翻訳: ディーター・メディクス、イェンス・ペーターセン著『ドイツ民法の基礎知識 : 請求権根拠に関する基本書』(1)(2)(3)(4)近畿大学法学 63 巻 1 号、3・4 号、64 巻 1 号、64 巻 4 号(2015 年・2016 年・2017 年)
7. 松尾弘・大川謙蔵「ラオスにおける民事関係法制に関する調査研究」法務省法務総合研究所国際協力部 HP(ラオス)(2016 年)
8. 「ラオスにおける民法典編纂と法整備支援: 総則、人・法人」比較法研究 77 巻(2015 年)